

# 山口県報

平成23年  
4月19日  
(火曜日)

## 目 次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
基本測量の実施の終了(監理課)	五
周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六

## 山口県告示第百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年四月十九日から同年五月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社  
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



沈殿池				"				凝集沈殿槽				"				中和槽		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	八・四	"	八	"	八・四	"	八	"	八・四	"	"	"	九	"	"	"	一〇	"
"	"	"	二、九	"	九、七	"	二、九	"	一〇、七	"	二、九	"	一〇、七	"	"	"	二、九	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	二二	"	二二	"	二二	"	二二	"	"	"	"	"	二二	"	"	"
"	"	"	一八	"	一六	"	一八	"	一六	"	"	"	"	"	一〇、〇〇〇	"	三、〇〇〇	"
"	一、〇〇〇	"	六、〇〇〇	"	二五	"	一、〇〇〇	"	二五	"	"	"	"	"	四、〇〇〇	"	六、〇〇〇	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五〇	"	"	"
"	"	"	八〇	"	七七	"	八〇	"	七七	"	"	"	"	"	八〇	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・四	"	"	"	"	"	三六	"	"	"
"	"	"	五〇	"	一・一	"	五〇	"	一・一	"	"	"	"	"	六九	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一四	"
"	"	"	一、八四一	"	四、二九四・八	"	四、六六四	六、三五七八	五、三九七八	七、一四八・六	六、一八八・六	七、一四八・六	六、一八八・六	七、一四八・六	六、一八八・六	四、六二六	三、六五六	四、六一六
三、〇一一・一	三、〇五一・一	三、〇一一・一	三、〇五一・一	二、八五一・一	一、〇六九・一	三、〇一一・一	三、〇五一・一	二、八五一・一	一、〇六九・一	三、〇一一・一	三、〇五一・一	八、三四七・一	七、三八七・一	八、三四七・一	七、三八七・一	六、一〇一・一	五、一四一・一	六、一〇一・一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前		
"	八・四	"	"	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大
"	"	"	"	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大
"	七	"	"	六	浮遊物質 (mg/l)	通 常 最 大
"	二〇	"	一五	一〇	窒素 (mg/l)	通 常 最 大
"	一六	"	"	一五	燐 (mg/l)	通 常 最 大
"	二五	"	二〇	二五	ふっ素 (mg/l)	通 常 最 大
"	四六	"	四	二	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通 常 最 大
"	七二	"	一三	六		
"	〇・四	"	"	〇・二		
"	一	"	"	〇・三		
"	一四	"	"	〇・五		
一一、四九二・六一	一〇、五三二・六一	"	一〇八、四〇〇	"	五、八〇〇	六、八〇〇
一一二、七五四・一	一一一、七九四・一	"	一三五、六〇〇	"		

山口県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称  
下松市赤谷土地改良区  
秋芳町土地改良区

認可年月日  
平成二三、四、七



(一〇四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人クリスタル  
代 表 者 の 氏 名 亀田 新司  
主たる事務所の所在地 岩国市車町二丁目七番二五号

(一〇五) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 特別保護地区の名称

江汐鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

江汐鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、カ  
ルガモ、ヒヨドリ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認  
められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地  
の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十三年四月十九日から同年五月二日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林事務所

(一) 次の図は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す  
る。

(二〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十二年十二月三日山口県公告(三九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周  
南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年四月十九日から同年五月十九日まで、山口県商工労働  
部商政課並びに周南市商工観光部商工政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の  
縦覧に供します。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇七) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十二年五月十日から平成二十三年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

下関市、萩市及び熊毛郡平生町

三 作業の期間

平成二十二年十二月十三日から平成二十三年三月二十五日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十三年一月二十八日から同年三月二十五日まで

(二〇八) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇九) 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課